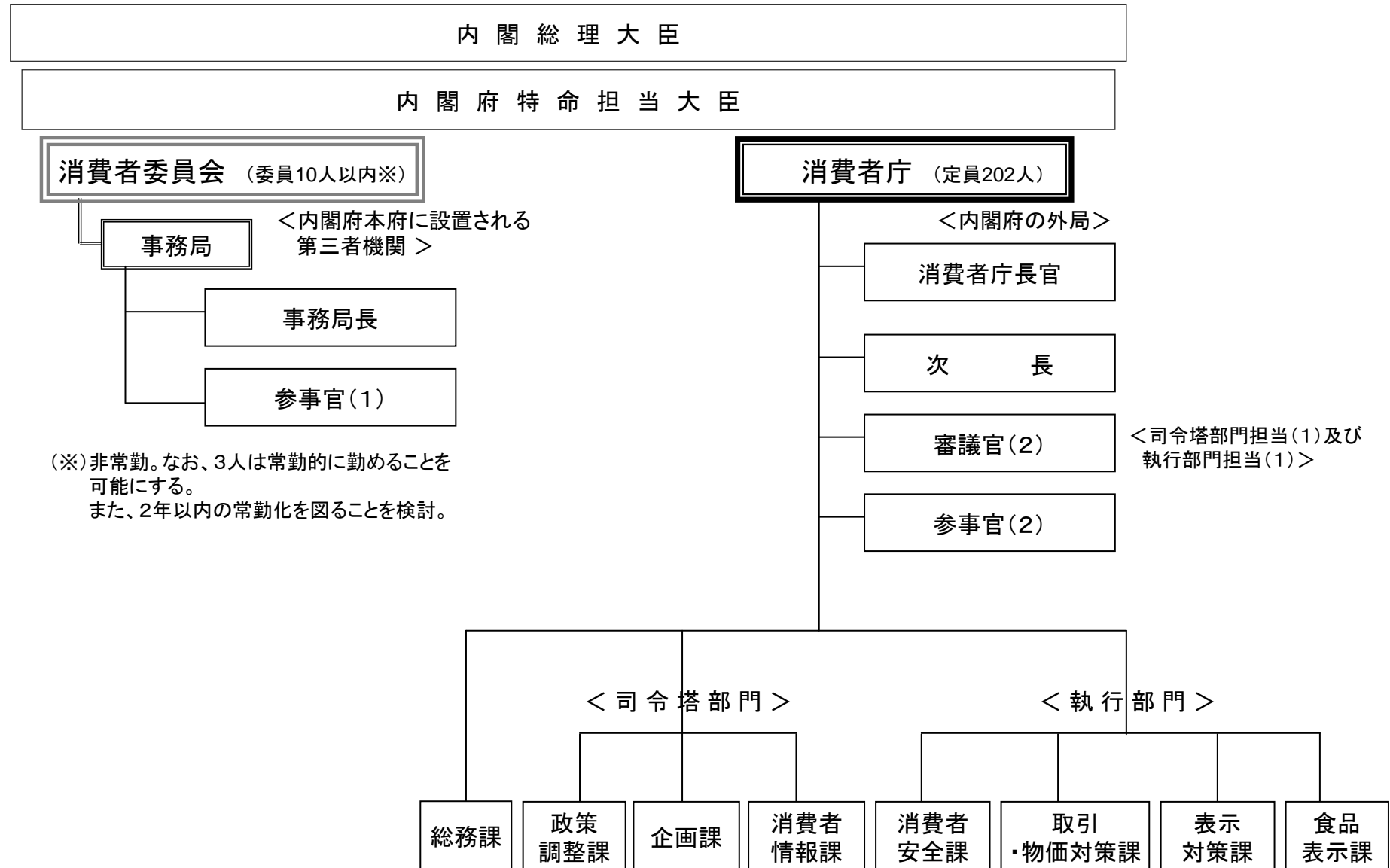


消費者庁及び消費者委員会組織図（案）



消費者委員会のポイント

消費者委員会（以下「委員会」という。）は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき置かれる機関である。

<組織>

- (1) 委員会は、内閣府に置かれる（内閣府設置法第 37 条に基づくいわゆる 8 条機関）。
- (2) 委員会には、委員、臨時委員及び専門委員を置く。
- (3) 委員会の委員及び臨時委員は、消費生活に関し優れた識見を有する者から構成される。
- (4) 委員は 10 人以内とし、任期は 2 年とする。勤務形態は非常勤。
(注) 与野党合意により、委員は民間から登用。また、委員のうち 3 名については常勤的に勤めることが可能になるように人選。附則で 2 年以内の常勤化について検討。
- (5) 委員会に事務局を設置。

<所掌事務>

- (1) 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- (2) 内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
- (3) 消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

消費者委員会の権限規定について

(参考)

【企画立案】

権限内容		根拠規定	概要
基本的・横断的事項	建議・調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第1号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
	調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。
	資料の提出要求等	消費者庁及び消費者委員会設置法 第8条	消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるとともに、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
	基本方針等の策定	消費者基本法 第27条第3項	消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		個人情報保護法 第7条第3項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成する。
消費者安全法 第6条第4項		消費者安全の確保に関する基本的な方針(基本方針)を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
消費者安全法 第7条第2項、第3項		都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断する。	
食品安全基本法 第21条第2項		内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成する。	
個別事項	意見聴取	JAS法 第19条の13 第5項	内閣総理大臣が農林物資のうち飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。
		食品衛生法 第19条 第1項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めることができる。
		家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		景品表示法 第5条 第1項	内閣総理大臣が、①表示・景品類の定義、②景品類の制限・禁止、③優良・有利誤認以外の不当表示を指定する際には、公聴会を開催するとともに、消費者委員会の意見を聞かなければならない。
	政令の制定等	特定商品預託法 第11条の2	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。
		特定商取引法 第64条第1項、第2項	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。
		割賦販売法 第36条第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。
議決	住宅品質確保法 第3条第4項	日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を経なければならない。	
その他	国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。 消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。	

【執行】

権限内容		根拠規定	概要
勧告・報告徴収	消費者安全法 第20条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。	
意見聴取	消費者安全法 第17条第4項	内閣総理大臣が、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認め事業者に対して命令をしようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	消費者安全法 第18条第3項	内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限をしようとするとき等には、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	

地方の消費者行政を活性化するため、①基金造成による地方の取組支援、②国による直轄事業の実施、③地方の自主財源の拡充に取り組む。

- ① 地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の地方の取組を支援
- ② 国自らも国民生活センターを活用し、経験豊富な相談員の現場への派遣など消費生活相談体制の強化等に取り組む
- ③ 地方公共団体の自主財源確保のため消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充

地方消費者行政活性化のための基金の造成

260億円

今後3年程度を消費生活相談体制強化のための“集中育成・強化期間”と位置付け、この間の地方公共団体の取組を支援

- メニュー方式の採用**
消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップなど豊富なメニューを用意し、地域の実情に応じて柔軟に選択して事業を実施
- 地域独自の提案事業も支援**
地方公共団体の創意工夫を活かした独自の取組を支援
- 事業の柔軟な実施**
基金方式により約3年間の内に事業に柔軟に取り組むことが可能
- 計画的な事業の実施**
地方公共団体ごとに、消費者行政活性化の方針、施策、相談員の処遇改善の取組等を示した計画を策定し、それに基づき事業を実施
- 独自財源による基金の上積みも可能**
地方公共団体の独自財源により基金に上積みが可能。その際、「**地域活性化・経済危機対策臨時交付金**」等も活用可能

国民生活センターによる地方支援事業

約90億円

国自らも国民生活センターを活用した地方支援事業を実施

- 消費生活相談体制の強化**
 - 消費生活相談専門家による巡回訪問
経験豊富な相談員が市町村の窓口に巡回訪問し、助言・指導
 - 消費生活相談員養成講座の拡充
新たに各地域において相談員養成講座を実施
 - 企業向け研修の実施
企業の消費者目線での活動を促進
 - 国民生活センターの相談窓口の休日対応
国民生活センターによる休日における相談窓口の開設及び相談の処理に必要な体制の整備
- 情報共有体制の強化**
PIO-NET端末が設置されていない市町村等に追加配備を実施

地方公共団体の自主財源の拡充（地方交付税措置の拡充）

平成21年度に消費者行政に係る基準財政需要を約90億円から約180億円に拡充
基金を活用した活性化事業に取り組むと同時に、この間に地方公共団体の消費者行政に係る自主財源の充実を図る。

平成20年度	平成21年度
<都道府県> 人口170万人の標準団体の基準財政需要：3,000万円 <市町村> 人口10万人の標準団体の基準財政需要：500万円	平成21年度には、都道府県、市町村ともに標準団体の消費者行政に係る 基準財政需要を倍増 相談員の報酬は、約150万円から約300万円に

地方消費者行政活性化基金について

260億円

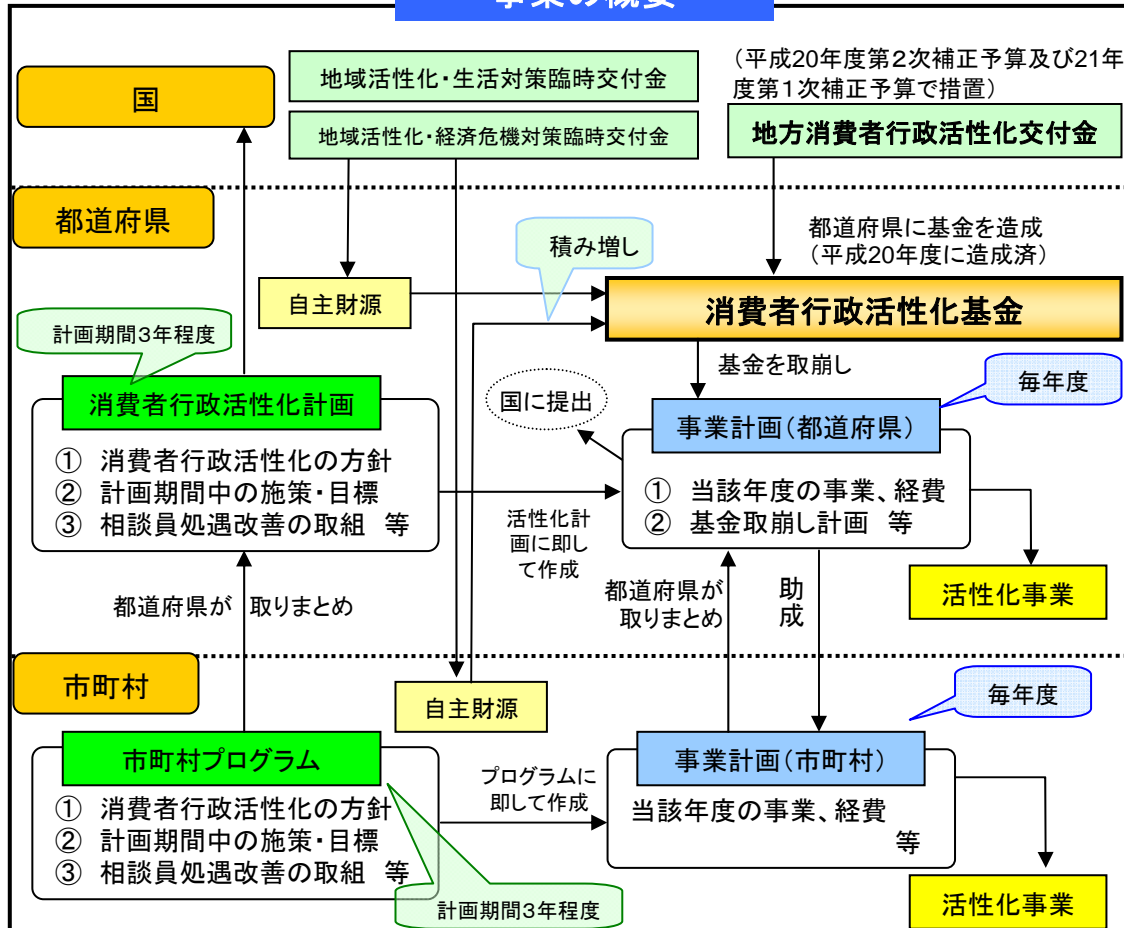
現状と課題

- 近年、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取組に伴い更なる相談の増加が見込まれる。
- こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、消費者行政の強化に早急に取り組む必要がある。

対応

- 今後3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 地方消費者行政活性化のための基金を都道府県に造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等を支援
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、国は事業メニューを提示する一方、地方公共団体が地域の実情に応じて選択するメニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針を策定した上で、計画的に推進

事業の概要



支援メニュー

- ① 消費生活センター機能強化事業**
消費生活センターの設置・拡充 等
- ② 消費生活相談スタートアップ事業**
消費生活相談窓口の開設・機能強化
- ③ 消費生活相談員養成事業**
管内の消費生活相談を担う人材の養成
- ④ 消費生活相談員等レベルアップ事業**
相談員への研修開催、研修参加支援
- ⑤ 消費生活相談窓口高度化事業**
高度に専門的な消費生活相談への対応力向上
- ⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業**
市町村が連携して相談事業を実施
- ⑦ 食品表示・安全機能強化事業**
食品表示・安全分野の対応力を強化
- ⑧ 一元的相談窓口緊急整備事業**
消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援
- ⑨ 消費者教育・啓発活性化事業**
消費者教育の強化
- ⑩ 商品テスト強化事業**
商品テスト機器購入、テスト実施体制強化
- ⑪ 地方苦情処理委員会活性化事業**
消費生活センターの設置・拡充 等
- ⑫ 消費者行政活性化オリジナル事業**
地域独自の消費者行政活性化の取組を支援